

お知らせ

区役所（区民部、福祉部、保健部）
〒600-8588 下京区西洞院通塩小路上 ☎371-7101

工業統計調査を実施します。

この調査は、製造業を営む事業所を対象として、12月31日現在の我が国の工業の実態を明らかにするために行うもので、その結果は国や地方自治体の産業振興計画などの基礎資料とするほか一般の企業や研究機関でも広く利用されます。

12月中旬から来年1月にかけて調査員が伺いますので、調査票の御記入をお願いします。

☎ 地域力推進室統計担当（☎371-7164）
市総合企画局情報化推進室情報統計担当（☎222-3216）

税

◆12月28日は、固定資産税・都市計画税第3期分の納期限です。

※納期限を過ぎると、延滞金がかかります。
※ただし、算出された延滞金額が1,000円未満の場合はかかりません。

市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。

- ☎ 課税内容：土地家屋・・・固定資産税課（☎371-7197）
償却資産・・・市資産税課（☎213-5214）
- 納付相談：土地家屋・・・納税課（☎371-7199）
償却資産・・・市行財政局納税推進課（☎213-5468）
- 口座振替：市行財政局納税推進課（☎213-5466）

福祉

◆重度障害のある方に対して、手当・給付金を支給しています

- ・特別障害者手当 日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者 月額26,260円
 - ・障害児福祉手当 日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の在宅及び入院中の重度障害児 月額14,280円
 - ・外国籍市民重度障害者特別給付金 旧国民年金法の国籍条項により、障害基礎年金を受給することができない重度障害を有する本市在住の外国籍市民 月額41,300円
詳しくはお問い合わせください。なお、所得状況によっては、支給が制限される場合があります。
- ☎ 支援課第2担当（☎371-7217）

確定申告及び年末調整時の所得金額からの控除について

◆国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金の保険料の納付額の控除について

平成24年中に、ご自身や生計を一にする配偶者その他の親族の方の国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金（※）の保険料を納付されると、その金額は所得税や住民税の社会保険料控除として所得金額から差し引くことができます。（口座振替の場合は口座名義人の方が、特別徴収の場合は徴収されたご本人が納付されたこととなります。）

納め忘れがないか、今一度ご確認ください。
☎ 保険年金課資格担当（☎371-7252）

※国民年金の保険料額などについては、下京年金事務所（☎341-1165）へお問い合わせください。

◆介護保険の保険料の納付額の控除について

平成24年中に、ご自身や生計を一にする配偶者その他の親族の方の介護保険の保険料を納付されると、その金額は所得税や住民税の社会保険料控除として所得金額から差し引くことができます。（特別徴収の場合は徴収されたご本人が納付されたこととなります。）

納め忘れがないか、今一度ご確認ください。
☎ 福祉介護課介護保険担当（☎371-7228）

◆国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料の納付には口座振替が便利です

口座振替をご利用いただくと、毎月納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。

お申込みは、領収書又は納入通知書など国保記号番号（後期高齢者医療の場合は、被保険者番号と徴収番号）のわかるもの、預（貯）金通帳、口座の届出印をお持ちのうえ、お取引のある金融機関、郵便局又は、区役所の保険年金課の窓口へ。国民健康保険の口座振替は、一部の金融機関については、キャッシュカードがあれば、ハンコがなくても、保険年金課窓口にて申込みができます。

※特別徴収（年金からの引落とし）による納付の方で、口座振替への変更を希望される場合は、保険年金課へ口座振替の申込みと併せて納付方法の変更を申し出てください。

☎ 保険年金課資格担当（☎371-7252）

◆国民健康保険料を滞納している・・・

保険料の負担の公平性を保つため、災害その他の特別な事情がなく保険料を滞納している世帯に対しては、有効期限を短縮した保険証の交付、資格証明書（一旦医療費の全額をお支払いいただきます。）の交付や財産の差押えを行います。保険料を納付することが困難な事情がある場合は、すぐに保険年金課までご相談ください。

☎ 保険年金課徴収推進担当（☎371-7253）

◆後期高齢者医療の高額療養費の支給申請はお済みですか？

医療機関などで支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合には、その超えた額が高額療養費として支給されます。該当される方には「高額療養費支給申請について（お知らせ）」をお送りしております。

支給に際しては、担当課への申請が初回のみ必要になりますので、お知らせを受けた方は下記の書類を添えて、お早めに申請してください。（郵送可）

申請に必要な書類 「高額療養費支給申請について（お知らせ）」、保険証、印鑑、預金通帳、委任状（代理人の方が来られる場合）

☎ 保険年金課保険給付・年金担当（☎371-7254）

保健

◆小児慢性特定疾患医療受診券の継続申請について

現在、小児慢性特定疾患治療研究事業の給付を受けておられる方の承認期限は平成25年3月31日までです。引き続き事業の給付を希望される方は、一斉継続の申請をお願いします。

対象 小児慢性特定疾患にり患している原則として18歳未満の児童で、長期間入院及び通院治療を要し、現在給付を受けている方で平成25年4月1日以降も給付を希望される方。

内容 小児慢性特定疾患の疾病にり患している、乳幼児、児童に対して、医療費の負担を軽減するために医療に要する費用を公費負担する事業です。

申請 12月3日（月）～2月6日（水）の間に、お住まいの区役所の保健センターに必要な書類を提出してください。

☎ 健康づくり推進課母子・精神保健担当（☎371-7293）

今回から掲載の
仲間入りです

梅小路公園

〒600-8835 下京区観喜寺町56-3 ☎352-2500

◆自然観察会

日時 12月15日（土）午後1時30分～3時
テーマ 鳥の観察をしよう！
参加費 200円（朱雀の庭・いのちの森入園料）
申込み 不要

◆樹木と対話する教室

日時 1月11日（金）午後1時30分～3時30分
内容 解説を交えながら冬のいのちの森を散策します
参加費 200円（朱雀の庭・いのちの森入園料）
申込み 不要

下京図書館

〒600-8449 下京区新町通松原下 ☎351-8196

◆お楽しみ会

日時 12月15日（土）午前11時～
内容 「クリスマスお楽しみ会」
申込み 不要 / 定員無し 費用 無料

◆テーマ別図書の展示と貸出し

12月 「クリスマス」「人権月間」
1月 「今年の干支『巳』」「温泉」
◆特別展示（エレベーター前ホール）
12月 「作品展」（修徳女性会）
1月 「写真展」

移動図書館「こじか号」巡回 ☎801-4196

日時 1月7日（月）午前10時～10時40分
場所 西大路小学校

下京老人福祉センター

〒600-8166 下京区花屋町室町西入 ☎341-1730

対象：市内に在住の60歳以上の方

◆フラワーアレンジメント講座「お正月のアレンジメント」

生花でお正月のアレンジメントを作ります。
日時 12月22日（土）午前10時～正午
場所 センター和室小
定員 10名 費用 1,500円
申込み 12月15日（土）午前9時30分に受付。直接センターへお越しください。定員を超えた場合は抽選。
（電話・FAXでの申し込みはできません。）

◆編物講座「招福だるま」

エコたわしとしても使えるだるまを編みます。
日時 1月9日（水）午後1時～午後3時
場所 センター和室
材料 各自でご自宅にある毛糸などご持参ください。
申込み 12月19日（水）午前9時30分に受付。直接センターへお越しください。定員を超えた場合は抽選。
（電話・FAXでの申し込みはできません。）

相談（無料、秘密厳守）

場所 いずれも区役所1階相談室

◆弁護士による法律相談を実施

日時 毎週水曜日（祝日を除く）
午後1時15分～3時45分

場所 区役所1階相談室

定員 先着7名（正午より区役所1階で整理券配布）
相談時間 1人20分程度
☎ 地域力推進室まちづくり推進担当（☎371-7170）

◆行政書士による困りごと相談

日常の困りごとや、書類の作成等のご相談に応じます。

日時 1月10日（木）午後2時～4時
☎ 京都府行政書士会第5支部（☎351-1200）
地域力推進室総務・防災担当（☎371-7163）

◆行政相談委員による相談所を開設

国の行政の取組や事業についてのご相談に応じます。

日時 12月25日（火）午後1時30分～3時
☎ 総務省京都府行政評価事務所（☎211-1100）
地域力推進室まちづくり推進担当（☎371-7170）